

正 誤

埼玉県選管告示第二十号（平成二十九年六月一日号外第十一号）中訂正

ページ 行

一 前から二十二

誤

「登録された者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）」とあるのは「記載された者」

正

「登録された者（選挙人名簿記載書類にあつては、記載されている者）」とあるのは「登録された者」